

# 航空宇宙分野の調査・研究・試験で利用する海外認証を取得した通信機器使用の規制緩和

海外の一定の認証（FCC・CE）を取得している通信機器を用いて航空宇宙分野の調査・研究・試験を行う場合、「技適」マークを取得していなくても通信機器の使用を可能とする。

（現状）

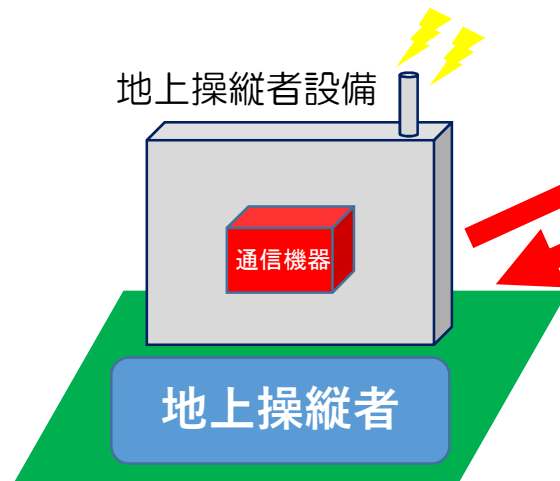
- 航空機の無線通信システムの設計開発における調査・研究・試験において、海外製の通信機器を使用する場合、電波法第38条の規定により、海外認証（FCC・CE）を受けた高性能な通信機器であっても、そのままでは使用できず、技術基準適合証明（「技適」マーク）を取得する必要がある。

（課題）

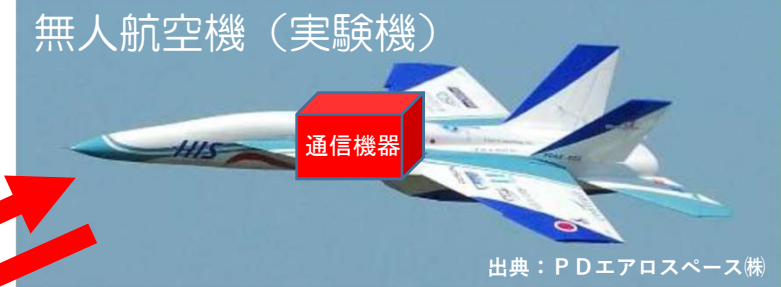
- 「技適」マークの取得には、1機材あたり100万円程度の費用や2か月程度の期間が必要であり、研究開発を行う上で課題となっている。

規制緩和実現

海外の高性能な通信機器を用いた研究開発を迅速に実施  
することが可能に！！  
航空宇宙産業に係る産業競争力強化につながる！！



【通信機器の使用イメージ】



- 1) 通信機器を「無人航空機」及び「地上操縦者設備」に搭載
- 2) 映像通信・飛行データ通信・操舵通信に利用